

自家用電気工作物保安教育（初任時）講座のカリキュラムについて

当協会の自家用電気工作物保安教育（初任時）講座のカリキュラムは、電気事業法第42条に規定された保安規程に基づき、電気事業法施行規則第50条第3項第2号に規定された保安教育に基づくものです。教育事項は下記のとおりです。

自家用電気工作物保安教育（初任時）の教育事項

1. 関係法令
2. 保安に関する知識と技能
3. 保安に関する心構え
4. 実地指導訓練の例

令和7年3月1日
一般社団法人建設業教育協会
代表者 石原 鉄郎

